

鶴岡市農業委員会第25回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和7年12月15日(月) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 金野 匡良 2番 菅原 仁 3番 伊藤 由紀子 5番 野村 恵 6番 工藤 久子 7番 小林 博 8番 渡部 修 9番 丸山 伸一 10番 石井 光明
出 席 推進委員	1番 森 秀弘 2番 井上 克浩 3番 石川 守 4番 齋藤 功 5番 齋藤 万里子 6番 齋藤 和博 8番 齋藤 政伸 9番 菅原 輝康 10番 河井 健次 11番 富樫 初 12番 黒井 涼子 13番 若生 正人 14番 清野 吉喜 15番 齋藤 智
遅 参 委 員	1番 森 秀弘 推進委員 14番 清野 吉喜 推進委員
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	4番 鈴木 聡 委員 7番 新館 登 推進委員
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 工藤 仁 専門員 照井 明嗣 主事 奥山 立 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 主事 長堀 亜由 羽黒分室専門員 今井 政和 櫛引分室主事 佐藤 菜々子 朝日分室主事 大館 泉哉
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午 前 9 : 3 0
議 長	<p>本日の欠席届は、4番 鈴木 聡 委員、7番 新館 登 推進委員より出されております。遅参届は1番 森 秀弘 推進委員、14番 清野 吉喜 推進委員より出されております。早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第25回東部農地部会を開会いたします。</p> <p>はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思っておりますがご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 野村 恵 委員、6番 工藤 久子 委員を指名いたします。</p> <p>次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 報告第4号 許可を要しない農地の転用について 報告第5号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地の転用事実に関する照会について≫
	(説 明) ≪報告第4号 許可を要しない農地の転用について≫
	(説 明) ≪報告第5号 農用地利用集積等促進計画の許可について≫
議 長	報告事項ではありますが、ご質問ございませんか。なければ私から質問させていただきます。解約事由の中に農地法第3条への移行というものがありますが、中間管理機構を通す契約が増える中、どういった理由で農地法第3条へ移行するのかお聞きしたい。
事 務 局	こちらの方は、中間管理事業ですと手数料がかかるということもあり、また農地法第3条の契約で期間満了についても自身で管理出来るということで、個別にやりとりした方が都合がいいという理由で両者合意の上、農地法第3条への移行となりました。
議 長	ありがとうございます。現在、地域計画を進めていく中で、中間管理機構を通す契約が主流になっている状況ですが、個人の自由で農地法第3条で契約しても問題ないということですか。
事 務 局	はい、農地法第3条による契約でも、地域計画の達成に支障が出なければ申請していただいて構わないとなっていますので、そこはお互いの自由で申請を受け付けているところです。
議 長	ありがとうございます。他にご質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	これは3条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。4番 齋藤 功 推進委員。

<p>4 番推進委員</p>	<p>4 番 齋藤です。12月8日、事務局と私で現地確認をいたしました。</p> <p>藤 31 に関しましては、受人が現在まで耕作していた農地を買い取るようになったものです。受人は三川町の認定農業者であり、水稻を作付けする予定です。農業歴は 38 年になります。</p> <p>藤 32 に関しては、渡人の要望により里の恵と米の里が貸借していた農地を米の里で買い取ることで話がまとまったものです。特例事業の説明もしましたが、農地法 3 条での許可申請で合意いたしました。水稻・大豆・蕨を作付けする予定です。</p> <p>藤 33 は、来年度で里の恵が米の里に統合するため、里の恵の所有の農地を処分するものです。藤 32 と同様に水稻・大豆・蕨を作付け予定です。</p> <p>藤 34 ですが、基盤強化促進法による契約が期間満了を迎えるため、契約の再設定を行うものです。受人は、地域計画で担い手として位置づけられている認定農業者であるため、適切な管理・耕作ができると判断します。水稻・大豆を作付けする予定です。</p> <p>藤 35 ですが、藤 34 と同様に基盤強化促進法による契約が期間満了を迎えるため、契約の再設定を行うものです。受人は地域農業を担う若手農業者の 1 人です。水稻を作付けする予定で、受人の農作業歴は 15 年になります。</p> <p>藤 36 ですが、こちらも基盤強化促進法による契約が期間満了を迎えるため、契約の再設定を行うものです。水稻・大豆を作付けする予定で、受人の農作業歴は 38 年になります。</p> <p>藤 37 から藤 41 ですが、藤 37 の渡人が耕作していた農地をまとめて借受けることになったものです。受人は地域を代表する法人であり、適切に管理・耕作ができると判断します。水稻・加工用米を作付けする予定です。</p> <p>藤 42 は、農業者年金受給に伴う期間の再設定のため、親子間の使用貸借契約をするものです。水稻・大豆・自家野菜を作付け予定です。</p> <p>藤 43 は、藤 42 と同様に農業者年金受給に伴う再設定のため使用貸借契約をするものです。水稻・大豆・野菜・柿を作付けする予定です。</p> <p>以上すべての案件について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>15 番 齋藤 智 推進委員。</p>
<p>15 番 推進委員</p>	<p>推進委員 15 番 齋藤です。朝 13 から朝 18 について報告いたします。事務局と私で現地調査を行いました。</p> <p>まず朝 13 についてです。今回の契約は、渡人が県外在住で管理が大変なため、対象農地及び作業小屋を含めて、親族関係にある受人に振替えるものであります。対象地には自家野菜を作付けする予定です。受人は、本人が中心に農業をするようになったのは 5 年程度であります。以前より農作業の手伝いをしていたため、農機具の取り扱いもできて耕作条件に特に問題はありません。また、対象地は耕作していない状況ですが、草刈りやトラクターで耕起すれば農地としての復元は可能であり、今回の売買によって荒廃防止につながります。</p> <p>次に、朝 14 から朝 17 についてですが、この契約は集積計画の期間満了に伴う農地法第 3 条への変更で、再設定です。再設定のためいずれの案件についても、現在も農地は管理されており、水稻を中心に契約後も現在の作物を引き続き耕作管理していくため、特に問題はなしと判断しております。</p> <p>最後に、朝 18 についてです。事務局と 13 番若生推進委員が現地確認を行っております。この契約は、以前貸借権設定が令和 7 年 5 月で期間満了後、作付けされていなかった農地を借人が復田して水稻を作付けするものであります。貸人も農家ですが、居住地から対象地への移動に時間がかかるため、対象地付近を耕作している借人が耕作することで、耕作不便が解消されます。前の契約では、山菜を作付けしていましたが、現地確認で次期作から水稻作付けが可能と判断しております。借人は水稻を中心に農作業歴が 50 年近くあり、地域農業者との協力関係も良好です。</p>

	いづれの案件についても、今後も効率的に耕作に取り組みますと判断し、また農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを報告いたします。
議 長	10番 河井 推進委員。
10番 推進委員	<p>推進委員 10番 河井です。櫛 31 から櫛 37 について、12月9日に私と鈴木委員、事務局1名で現地調査を行いました。</p> <p>櫛 31 は、借人が元々同じ貸人から相対で借りている隣地と併せて作付けするために申請地を借りるもので、契約の終期をその隣地に合わせています。借人は農作業歴 30 年で、必要な農機具を有しており、申請地では水稻を作付けする予定です。</p> <p>櫛 33 と 34 は、現耕作者の労力不足により、地区内の若手農業者である借人に声を掛けたものです。受け手は農作業歴 12 年の認定農業者で、必要な農機具を有しており、水稻や施設野菜などを栽培しています。申請地では水稻を作付けする予定です。</p> <p>櫛 35 は、現耕作者の経営規模の縮小に伴い、地域内の大規模農家である借人に声を掛けたものです。貸人と借人が、現在相対で契約している別の農地と契約の終期を合わせています。借人は農作業歴 12 年の認定農業者で、水稻やそば・柿などを栽培しています。申請地では水稻や自家野菜を作付けする予定です。</p> <p>櫛 36 は同一世帯内での使用貸借権の再設定であり、全ての農地がきちんと耕作されています。</p> <p>櫛 37 は、渡人の財産整理により農地処分のため、同地区内の受人に声をかけたものです。受人は農作業歴 23 年の認定農業者で、必要な農機具を有しており、水稻や果樹を作付けしています。申請地では、もともと植えてある柿を含めた果樹の栽培を行う予定です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを報告いたします。</p>
議 長	8番 齋藤 政伸 推進委員。
8番 推進委員	<p>推進委員 8番 齋藤です。12月9日、齋藤和博 推進委員と私、事務局2名で現地確認を行いました。</p> <p>羽 24 ですが、借人が柿畑をもう少し増やしたいと考えていたなかで、借人の畑の隣接地の畑を貸人から借り受けることになったものです。現地は管理されていてきれいな柿畑となっており、問題ないと判断しました。</p> <p>羽 25 ですが、こちらの農地はこれまでも借人が耕作していたもので、今回その再設定の申請があったものです。現地はきれいに管理されている田でした。借人は農作業歴 30 年を超える地域の中心的な認定農業者であり、今後も適切に管理される十分な見込みがあるものです。</p> <p>羽 26 ですが、借人は貸人の孫にあたる関係で、借人は認定農業者になっており、経営移譲として親族間で農地を貸借するものです。なお借人は「SEADS (シーズ)」の卒業生です。現地はきれいに管理されている田でした。</p> <p>以上すべてにおいて、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たしているものと確認しました。</p>
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。3番 伊藤委員。
3番 委 員	3番 伊藤です。朝 17 は私に関係する案件ですので、退室を申請します。
議 長	退室を許可します。
	(3番委員 退室)

議 長	それでは 83 ページの朝 17 の案件のみ、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号の朝 17 について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号の朝 17 については、議案通り決しました。伊藤委員の入室を許可します。
	(3 番委員 入室)
議 長	それでは、朝 17 以外の案件について審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明) <議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について>
議 長	これは 5 条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。8 番 齋藤 政伸 推進委員。
8 番 推進委員	推進委員 8 番 齋藤です。12 月 9 日、齋藤和博 委員と私、事務局 2 名で現地確認を行いました。 羽 4 ですが、申請地は付近見取図の通り林の手前に位置しており、山手を上っていく手前に位置しています。資材置場用地としての申請ではありますが、位置の点からも周辺農地へ悪影響を与えるものでなく、転用について特に問題ないと判断しました。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局	(説明)《議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について》
議長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。1番 金野 委員。
1番 委員	1番 金野です。86ページの羽6の案件は私に関わる案件ですので、退室を申請します。
議長	退室を許可します。
	(1番委員 退室)
議長	それでは86ページの羽6の案件のみ、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第3号の羽6について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第3号の羽6については、議案通り決しました。金野委員の入室を許可します。
	(1番委員 入室)
議長	それでは、羽6以外の案件について審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定については、原案通り決しました。 以上で本日の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、第25回東部農地部会を終了いたします。
	閉 会 午前 10:15
	議長 石井 光明
	議事録署名委員 野村 勉
	議事録署名委員 工藤 久子